

令和6年2月15日（木）開所

サテライト 城東南部

対象地域

北砂・東砂・南砂・新砂・新木場・夢の島・若洲



北砂7-7-1-101
UR北砂七丁目団地 1階

開所時間
平日

9:00~17:00

☎ 03-6666-3326 FAX03-6666-3399

✉ suishin@koto-shakyo.or.jp (2月15日より)

「地域福祉コーディネーター」が城東南部地域に設置される「拠点」での活動を開始します。実際に地域の中に入って活動することにより、表に見えづらい様々な困りごとにも迅速に対応し、必要な支援に「つなげる」とともに、地域の支え合いの力で、困りごとを解決する「仕組みづくり」に取り組みます。また、自助・共助力の向上を後押しする福祉サービスの提供も行います。

サテライトの主な取組

「地域で困っている人の相談がしたい…」
地域住民（全世代）の方々の身近な相談窓口を設置します

「ご近所の方が集える場所をつくりたい！」
「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げ・活動支援をします

「誰かとお話したい…」
社協カフェ「みんなの居場所」を開催します

「介護予防と社会参加推進を柱に活動する」
「生活支援コーディネーター」を配置します

自助・共助を後押しする福祉サービスの提供
ホームヘルプサービス（ふれあいサービス）
車いすの貸出、愛の杖給付

「一緒に地域の困りごとへの活動をしませんか？」
「地域福祉サポーター」の活動拠点

「世代や対象を問わず人のつながりをつくる」
「地域福祉コーディネーター」による
訪問支援活動の活動拠点

「町内や団地内の高齢者が安心して暮らせるよう、見守り活動がしたい！」
高齢者地域見守り支援事業
（サポート地域立ち上げ・活動支援）

【お問合せ】江東区社会福祉協議会 地域福祉推進課

☎ 03-3640-1200 FAX03-3699-6266 ✉ suishin@koto-shakyo.or.jp

●拠点における多様な取組● 対象地域:北砂・東砂・南砂・新砂・新木場・夢の島・若洲

事業名	事業の内容
○地域福祉コーディネーター	城東南部（北砂・東砂・南砂・新砂・新木場・夢の島・若洲）地域の担当職員が地域の身近な相談窓口となり、地域の課題や個別の課題の解決に地域の皆さまと一緒に取り組みます。 地域の方々が主体的に運営する見守りや居場所作りの活動を支援するとともに、地域へのアプローチの入口として連携し、地域課題や困っている方の発見・支援に結びつけていきます。
○生活支援コーディネーター（第2層） ※区受託事業	介護保険制度における高齢者の生活支援体制整備のため、生活支援や介護予防サービスにつながる、住民同士の支え合い活動の啓発や担い手の育成に取り組みます。
○地域福祉活動推進事業	地域の方々が主体的に取り組む様々な活動を支援します。 ○地域福祉活動支援事業 ○地域福祉活動拠点整備事業（社協カフェ） ○地域福祉サポーター（地域課題に気付き、考えて行くボランティア）制度 ○社協出前講座 ○地域福祉セミナー ○見守りサポート地域活動助成事業
○ふれあい・いきいきサロンの活動支援	地域で孤立しがちな高齢者・障害者・子育て中の親子・外国人の方等を囲んで、地域の方々が共同で企画・運営する、身近な仲間作りの場を支援します。 ○活動費・会場費の助成 ○スタッフ・参加者の募集のお手伝い ○活動場所の相談 ○情報の提供 ○PR活動の援助 ○人材（講師・指導者など）の紹介 ○レクリエーション備品の貸し出し ○他のサロンとの連絡・調整 ○その他、サロン活動に必要な支援
○高齢者地域見守り支援事業 ※区受託事業	高齢者の社会的孤立や孤独死を防ぎ、区民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の方々が主体となって取り組む見守り活動や、支え合いの体制作りを支援します。 ○サポート地域の活動支援 ○地域見守り連絡会の開催 ○見守り活動の普及・啓発

事業名	事業の内容	対象となる方
○ホームヘルプサービス（ふれあいサービス）	協力会員（地域のボランティア）が生活を支援します。 ○自立支援サービス ○一時支援サービス（原則1ヶ月間） ◆家事援助：買物・調理・掃除・洗濯等 ◆介護：通院・外出介助、車いす介助等 年会費：500円（利用会員のみ） 利用料：1時間700円～1,050円 ○ちょこっとサービス 電球・電池の交換、体調不良時の買物代行、ゴミ出し（粗大ゴミ・資源）、季節道具等の入替（こたつ等）、植木の水やり、軽易な家具の移動、軽易な衣類補修（ボタン付け等） 利用料：1回500円（30分以内）、年4回まで	○自立支援サービス ○ちょこっとサービス おおむね65歳以上の高齢者または障害者で、日常生活に支援を必要とする方 ○一時支援サービス 家庭で家事を行っている方が、病気（感染症や慢性疾患を除く）やケガ、産前産後（産後は6ヶ月まで）のとき
○車いすの貸出	車いすを無料で貸出します。（原則2か月以内。ただし、必要に応じて最長1年まで更新可能です）※業者配送（宅急便）対応不可	在宅での介護、病気、ケガ等で車いすが一時的に必要な方、他制度の利用ができない方
○愛の杖の給付	杖を無料で給付します。（一人1本1回限り）	おおむね65歳以上で歩行が不自由な方